

子どもと若者のセーフゲーディング行動規範および誓約書

合同会社G-experienceに携わるものとして、私は以下のことをします：

- 子どもおよび受益者に対する性的搾取・虐待を防ぐ環境を醸成・維持し、本行動指針の遂行を推し進めます。
- 自身の言葉遣いやその受け取られ方、行動、子どもや弱い立場にある若者との関係性に留意します。子どもや若者、そして彼らの権利を尊重した言動をします（デジタル上、ネット上の言動も含みます）。
- 子どもや若者の身体に触れる行為（スキンシップ等）やオンライン上のコンタクトは、それが文化的社会的に適切であることを確認したうえで行います。
- 子どもの行動を指導する場合には、肯定的で暴力等によらない適切な方法をとります。
- 組織を代表しているという意識を持ち、自身の言動に責任を負います。
- 子どもに対する自分自身の対応に常に責任を負います。たとえ、子どもが性的に不適切な言動をしたとしても、子どもとの関係で誤解を受ける状況を避けることは、大人の責任です。
- 年齢、性別、ジェンダー、性的志向、出身地、障害の有無、政治的信条などに関わらず、子どもや若者の権利、人格および尊厳を尊重し、最善の利益を考えて接します。
- 業務遂行にあたっては、可能な限り「大人 2 人以上の体制」をとります。つまり、子どもが参加する活動においては、2 人以上の大人が指導監督し、常に 2 人以上の大人がいることが視認できる状態にします。
- セーフゲーディングに関する内部調査・外部捜査等に応じ、当該調査等のために必要な書類や情報を閲覧に供します。
- 関係する個人情報保護法規ならびに合同会社G-experienceの個人情報保護ポリシー等、また、子どものセーフゲーディング指針を遵守します。

- 子どもまたは若者の個人データを取り扱う場合においても、当該データは事前に本人および保護者や教師の承諾を得てから取得し、使用は必要最低限のものに限るものとします。また、秘密情報として安全な方法で管理（やり取り含む）します。
- 子どもや若者に対する暴力や虐待、危険などその他不適切な行為を見逃さず、懸念がある際は事前に決められた手順に則り、すみやかに相談・報告します。
- 子どもや若者が自分のもつ権利や、セーフガーディングに関する懸念や問題をもった際にとるべき行動について理解しているようサポートします。

合同会社G-experienceに携わるものとして、私は以下の禁止事項を遵守します。

- 18歳未満の子どもと性的行為に関わったり、性的・肉体的関係をもちません（18歳未満と知らなかったということは抗弁になりません）。
- 受益者の若者との性的関係を持つこともこれを求めることもしません。このような関係は決して容認されません。それは本質的に対等ではない力関係に基づくものだからです。
- 不適切な方法で、あるいは文化的配慮に欠けた方法で、子どもや若者を愛撫したり、抱き締めたり、キスしたり、触ったりしません。
- 子どもや若者に対して商業的搾取を行いません。
- 子どもや若者を叩いたり、暴力によって身体的に傷つけません。
- 子どもや若者への発言・提案・アドバイス等の際に、不適切な、あるいは乱暴で無礼な言葉遣いをしません。はずかしめる、自尊心を傷つける、軽視する、見下すなど、あらゆる方法で子どもや若者を心理的に傷つけません。
- 子どもや若者に対して不適切な言葉を使ったり、侮辱的・攻撃的な提案や示唆をしません。
- 子どもや若者が虐待にあいやすい状況をつくりません。
- 他の人の目の届かないところや、扉を閉めた部屋、隔離された場所等で、必要以上に子どもや若者と2人だけの時間を持ちません。
- 子どもたちや受益者の違法、または危険、不正な言動（有害な伝統的慣習や、霊的・儀礼的な虐待も含む）を容認したり、それに加わりません。
- どのような児童労働の形態であれ、子どもを雇用しません（「お手伝いさん」も含む）。ただし、それが子どもにとっての最善であり、当該国の法令と国際基準に反

しない場合には、この限りではありません。(国際基準：「児童労働」は、子どもにとって精神的、肉体的、社会的、道徳的に危険で有害なものであり、教育の機会を妨げるものである。その一方、「子どもが働くこと」は、ILO 条約によって認められ、大人が得る恩恵ではなく子どもの利益が最優先とされるなら、有益な場合がある。)

- 子どもや若者が自分でできることを必要以上に手伝いません。
- 違法、危険、または乱暴な子どもや若者の振る舞いを大目に見たり、加担しません。
- 特定の子どもや若者を差別したり、他の子と異なる扱いをしたり、えこひいきをして集団から排除しません。
- 活動に関わる子ども・保護者と活動外で個人的に連絡をとる、もしくはとろうとしません。(SNSでつながることを含む／フォローフォロワー関係となるもの、メッセージ機能があるものは禁止／G-experienceに関わる以前からつながっていた人は除きます)
- 合同会社G-experienceの活動のために、子どもをひとりで車に同乗させることはしません。ただし、どうしても必要な事情があり、子どもの保護者と代表社員、セーフガーディング担当者の同意を得た場合は、この限りではありません。
- 活動に参加している子どもや若者と同じ部屋で寝ません。ただし、例外的状況かつ事前に代表社員、セーフガーディング担当者の許可を得ている場合を除きます。
- ポルノグラフィや過激な暴力を含む不適切な画像、動画、ウェブサイト子どもや若者を誘導しその危険にさらしません。
- 規範違反との疑念をもたれかねないような状況に自分自身を置きません。
- 合同会社G-experienceのスタッフまたは関係者による本ポリシーに反する行為や疑わしい事象を、黙認、隠蔽しません。

相談・報告

合同会社G-experienceスタッフは、セーフガーディング行動規範違反が疑われる行為やうわさを見聞きした際には、関連する担当者に知らせる義務があります。通報者の個人情報や相談・報告した内容は、個人情報保護法規ならびに団体のもつガイドラインに沿って適切に扱われます。

以上、「子どもと若者のセーフガーディングのための行動規範」に関する説明を受け、理解しました。これを遵守することを誓約いたします。

名前：

署名：

日付：

※この「子どもと若者のセーフガーディング行動規範および誓約書」は、下記を参考にしています。

- JANIC子どもと若者のセーフガーディング・ワーキング・グループ
- World Vision Japan セーフガーディング・ポリシー